

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 株式会社 東洋

購読料(前納)  
1年 10,800円  
1箇月 900円

## 目 次

### 条 例

◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例(第2号) .....	5
◇川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(第3号) .....	5
◇川崎市特別会計条例の一部を改正する条例(第4号) .....	5
◇川崎市農業技術支援センター条例(第5号) .....	6
◇川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例(第6号) .....	6
◇川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例(第7号) .....	6
◇川崎市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例(第8号) .....	6
◇川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例(第9号) .....	7
◇川崎市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例(第10号) .....	7
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第11号) .....	7
◇川崎市後期高齢者医療に関する条例(第12号) .....	7
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第13号) .....	9
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第14号) .....	9
◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第15号) .....	11
◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第16号) .....	11

◇川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第17号) .....	13
◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例(第18号) .....	13
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第19号) .....	14
◇川崎市保健所条例等の一部を改正する条例(第20号) .....	18
◇川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例(第21号) .....	18
◇川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第22号) .....	20

### 規 則

◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) .....	20
◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則(第14号) .....	20
◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) .....	20
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第16号) .....	21
◇川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(第17号) .....	40
◇川崎市公文書管理規則等の一部を改正する規則(第18号) .....	40
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第19号) .....	43
◇川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第20号) .....	48
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(第21号) .....	48
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当	

の支給に関する規則の一部を改正する規則(第22号).....	56	(第41号).....	81
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第23号).....	56	◇川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第42号).....	82
◇川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則(第24号).....	59	◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第43号).....	82
◇川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則(第25号).....	59	◇川崎市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(第44号).....	90
◇川崎市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則(第26号).....	59	◇川崎市老人保健法施行細則を廃止する規則(第45号).....	90
◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第27号).....	59	◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第46号).....	90
◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第28号).....	61	◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第47号).....	90
◇川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則(第29号).....	61	◇川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第48号).....	92
◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第30号).....	65	◇川崎市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(第49号).....	92
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第31号).....	65	◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第50号).....	92
◇川崎市血液対策センター条例施行規則の一部を改正する規則(第32号).....	66	◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第51号).....	93
◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第33号).....	66	◇川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第52号).....	93
◇川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則(第34号).....	66	◇川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則(第53号).....	95
◇川崎市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第35号).....	77	◇川崎市営住宅条例施行規則及び川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第54号).....	131
◇川崎市介護老人保健施設条例施行規則の一部を改正する規則(第36号).....	79	◇道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則の一部を改正する規則(第55号).....	131
◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第37号).....	80	◇川崎市下水道事業財務規則の一部を改正する規則(第56号).....	141
◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則(第38号).....	80	◇川崎市収入役職務代理に関する規則を廃止する規則(第57号).....	142
◇川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第39号).....	81	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第58号).....	142
◇川崎市老人医療費助成条例施行規則を廃止する規則(第40号).....	81	◇川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第59号).....	153
◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則			

第12号様式及び第13号様式を削り、第11号様式の1を第11号様式とし、第11号様式の2を第12号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第30号

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第86条中「経済局」を「経済労働局」に改める。

別表第2中

土地使用料	1平方メートルにつき	150円
買荷保管所使用料		100円
冷蔵施設使用料A		2,250円
冷蔵施設使用料B		2,240円
冷蔵施設使用料C		1,220円
冷蔵施設（定温倉庫）使用料	建物720平方メートル及び機械一式	288,000円
保冷施設使用料A	1平方メートルにつき	1,150円
保冷施設使用料B		840円
指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	350円

を

土地使用料	1平方メートルにつき	150円
買荷保管所使用料		100円
冷蔵施設使用料A		2,250円
冷蔵施設使用料B		2,240円
冷蔵施設使用料C		1,220円
冷蔵施設（定温倉庫）使用料		1,010円
保冷施設使用料A		1,150円
保冷施設使用料B		840円
指定駐車場使用料		350円

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第31号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「平成14年総務省告示第139号」を「平成19年総務省告示第618号」に改め、同号中キからスまでを次のように改める。

- キ 運輸業、郵便業
- ク 卸売業、小売業（再生資源卸売業を除く。）
- ケ 金融業、保険業
- コ 不動産業、物品賃貸業
- サ 学術研究、専門・技術サービス業
- シ 宿泊業、飲食サービス業
- ス 生活関連サービス業、娯楽業

第9条第2号中ソをチとし、セをタとし、スの次に次のように加える。

- セ 教育、学習支援業（動物園及び水族館を除く。）
- ソ 医療、福祉（病院及び保健衛生を除く。）

第14条第1項第7号中「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に改める。

第47条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 運輸業、郵便業

第47条第1項第5号中「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に改め、同号中エを次のように改める。

- エ 自動車小売業

第47条第1項第5号中オをカとし、エの次に次のように加える。

- オ 自転車小売業

第47条第1項第9号中アからエまでを削り、オをアとし、カをイとし、キを削り、クをウとし、同号を同項第12号とし、同項中第8号を第11号とし、第7号を削り、第6号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る。）
- (7) 学術研究、専門・技術サービス業（次に掲げるものに限る。）
- ア 学術・開発研究機関
- イ 写真業
- (8) 生活関連サービス業、娯楽業（次に掲げるものに

限る。)

- ア 洗濯・理容・美容・浴場業
- イ その他の生活関連サービス業

(9) 教育、学習支援業(次に掲げるものに限る。)

- ア 高等教育機関
- イ 専修学校、各種学校
- ウ 職業・教育支援施設
- エ 他に分類されない教育、学習支援業

第82条第1号中「第1条第1項第1号」を「第1条の2第1項第1号」に改める。

別表第12第1項第1号の表備考第1項中「卸売・小売業、不動産業(駐車場業に限る。)、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業」を「卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業(駐車場業、物品賃貸業に限る。)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉」に改め、「旅行業及び」を削り、別表第12第1項第2号中「卸売・小売業、不動産業(駐車場業に限る。)、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業」を「卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業(駐車場業、物品賃貸業に限る。)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉」に改め、同表第2項の表備考第7項第5号オ中「容量300m<sup>1</sup>の化学分析用磁器ピーカー(規格R1303)」を「容量3400m<sup>1</sup>の化学分析用磁器ピーカー(規格R1302)その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器」に改め、同オ(ア)中「8センチメートル」を「7センチメートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第82条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第12第2項の表備考第7項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる色汚染度の測定から適用し、同日前に行われた色汚染度の測定については、なお従前の例による。

川崎市血液対策センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第32号

川崎市血液対策センター条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市血液対策センター条例施行規則(昭和45年川崎市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1人、副会長2人及び」を「及び副会長各1人並びに」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条第2項中「市長」を「健康福祉局長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第33号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成7年川崎市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「37の項及び45の項から50の項まで」を「38の項及び46の項から51の項まで」に改める。

第18号様式中

「

届出年月日		施設番号	
建築物の名称			

」

を

「

届出年月日		施設番号		共通番号	
建築物の名称					

」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第34号

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則